

入札公告

特別区競馬組合が発注する委託契約について、制限付一般競争入札を行うため、地方自治法施行令第167条の6の規定により、下記のとおり公告する。

令和6年7月11日

特別区競馬組合管理者 近藤 弥生

1 入札に付する事項

- (1) 件名 第40回アジア競馬会議出席に係る業務委託
- (2) 仕様等 仕様書による
- (3) 委託期間 令和6年8月26日から令和6年8月31日まで

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げる要件のすべてを満たしていること。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しないこと。
- (2) 特別区競馬組合競争入札参加資格者指名停止等措置要綱(平成26年1月29日制定)による指名停止措置又は特別区競馬組合契約における暴力団等排除措置要綱(平成24年3月27日制定)による入札参加除外措置を受けていないこと。
- (3) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと。
- (4) 経営の状況又は信用度が極端に悪化していないと認められる者であること。

3 入札参加資格の制限

この一般競争入札は、その参加資格として、特別区競馬組合の定める有資格業者台帳の登録を完了している者(令和6・7・8年度物品買入れ等競争入札参加資格審査完了済みの者)の制限を付す。

4 入札に参加する者に必要な資格の確認

- (1) 入札に参加を希望する者で、特別区競馬組合の定める有資格業者台帳の登録を完了している者(令和6・7・8年度物品買入れ等競争入札参加資格審査完了済みの者)は、「制限付一般競争入札参加申請書」(様式1)を提出すること。
- (2) 入札に参加を希望する者で、有資格業者台帳未登録者については、「物品買入れ等競争入札参加資格審査申込書及び必要添付書類一式(履歴事項全部証明書・印鑑証明書・納税証明書等)」と「制限付一般競争入札参加申請書」(様式1)をあわせて提出すること。なお、物品買入れ等競争入札参加資格審査申込手続きに必要な所定様式等については、下記(4)へ連絡のうえ、必要なデータ等を受け取ること。
- (3) 提出期限及び提出方法
令和6年7月24日(水) 13時00分
郵送又は持参による。ただし、「制限付一般競争入札参加申請書」(様式1)のみについては、FAX又はEメール(PDFデータを添付し送付)での提出も認める。なお、FAX・Eメールによる送付の場合は入札書とともに原本を提出すること。

- (4) 提出場所
〒140-0012 東京都品川区勝島二丁目1番2号
特別区競馬組合大井総合事務所3階 経理課契約係
電話 03-3763-3953 F A X 03-3763-2184
Eメール keiyaku_kakari@tck-keiba.jp
- (5) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。

5 契約条項を示す日時及び場所

- (1) 日時
公告の日から令和6年7月24日（水）13時00分まで
- (2) 場所
〒140-0012 東京都品川区勝島二丁目1番2号
特別区競馬組合大井総合事務所3階 経理課契約係
なお、仕様書、必要提出書類等は特別区競馬組合ホームページからダウンロードして入手することができる。

6 仕様に関する質問及び回答

- (1) 問い合わせ先
特別区競馬組合 経理課契約係 柿沼
電話 03-3763-3953 Eメール keiyaku_kakari@tck-keiba.jp
※契約担当にて質問をとりまとめる。
- (2) 回答
入札内容に影響すると思われる質問に対する回答は、全入札参加者に対しメール又はF A Xにより通知する。
- (3) 質問期限
令和6年7月24日（水）13時00分

7 入札書の提出期限

令和6年7月25日（木）13時00分

8 入札の日時及び場所

令和6年7月25日（木）15時00分

特別区競馬組合大井総合事務所

郵便入札の開札にあたり、入札参加者の立会いはできないこととし、入札事務に関係のない競馬組合職員が開札に立ち会うこととする。

9 入札書の提出方法等

- (1) 別紙様式「入札書」に契約を履行するために要する経費をすべて積算し、その総価（税込）を入札金額欄に記載すること。
- (2) 入札額の算出基礎については、円で記入し、消費税額を含むこと（1円未満の端数については切り捨てる）。
- (3) 入札書に必要事項を記入・押印のうえ、件名及び「入札書在中」と記載した封筒に入れ、糊付けして封かんし、提出期限までに一般書留、簡易書留若しくはレターパックにて郵送又は持参すること。

10 落札者決定方法

- (1) 落札者の決定方法は、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (2) この入札は最低制限価格を設定しない。
- (3) 落札となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、直ちにくじを引き落札者を決定する。入札事務に関係のない競馬組合職員が代わりにくじを引くものとする。
- (4) 入札執行回数は1回を限度とする。予定価格の制限に達した価格の入札がないときは不調とし、予算決算及び会計令第99条の2の規定に基づく随意契約に移行する場合がある。

11 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金は全額免除する。
- (2) 契約保証金は全額免除する。

12 入札の無効

次に掲げる事項のいずれかに該当する場合は、その入札を無効とする。

- (1) 入札に参加する資格がない者又は虚偽の申込みを行った者のした入札。
- (2) 入札書が所定の日時までに、所定の場所に到達しないもの。
- (3) 入札書の記載事項が不明なもの又は入札書に記名押印がないもの。
- (4) 同一事項の入札について2通以上の入札書を提出したもの。
- (5) 他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をしたもの。
- (6) 前各号のほか、入札条件に違反したもの。

13 その他

- (1) 落札者が契約締結までに入札参加資格要件のいずれかの要件を欠くこととなった時は、契約の締結はできない。
- (2) 契約書は特別区競馬組合所定様式により作成する。